

地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び  
中学校における部活動指導員の配置支援事業  
実施要領

令和4年2月1日 スポーツ庁次長決定  
一部改正 令和5年2月8日  
一部改正 令和6年2月2日

地方スポーツ振興費補助金（地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱第23条の規定に基づき、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行と持続可能な地域スポーツ環境の一体的な整備を進め、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するために実施する以下に掲げる事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

- (1) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業
  - ア 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する事業
- (2) 中学校における部活動指導員の配置支援事業

## 1 補助対象事業の内容

- (1) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業
  - (ア) 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する事業
    - (i) 総括コーディネーターの研修会開催等
      - 都道府県・指定都市・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う総括コーディネーターの担い手確保のためのリクルート活動や総括コーディネーターの研修会を開催する。
    - (ii) コーディネーターの研修会開催
      - 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と中学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等のコーディネーターの研修会を開催する。
    - (iii) 都道府県・指定都市・市区町村の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等
      - 都道府県・指定都市・市区町村において、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、地域スポーツクラブ活動移行に向けた方針策定・体制構築等に係る協議会の開催や、域内における地域スポーツ活動状況等の実態把握調査を行う。
    - (iv) 地域スポーツクラブ活動への移行に係る説明会開催
      - 域内のスポーツ関係者、学校関係者、保護者等に対して、地域スポーツクラブ

活動への移行に関する説明会を開催する。

(v) 実技指導等を行う指導者の研修会開催

地域スポーツクラブ活動において、実際に実技指導等を行う指導者に対して、教育的意義や体罰防止等の留意すべき内容に関する研修会を開催する。

(vi) 困窮世帯の参加費用負担の支援に係る体制構築

経済的に困窮する世帯への参加費用負担の支援に係るシステム設置・改修等の体制構築を行う。

(vii) 広域的な人材バンクの設置（都道府県のみ対象）

地域スポーツクラブ活動移行を円滑に進めるために、広域的な人材バンクを設置し、指導者の発掘・把握や紹介等を行う。

(2) 中学校における部活動指導員の配置支援事業

中学校において、適切な活動時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めるため、教員に代わり部活動の指導を行う部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和 22 年省令第 11 号）第 78 条の 2 に規定する部活動指導員をいう。以下同じ。）を公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。以下同じ。）の設置者が配置する取組であり、次に掲げる全ての事項を満たしているもの。

(ア) 実施主体である中学校の設置者が設置する中学校の全ての運動部活動において、スポーツ庁と文化庁が令和 4 年 12 月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（活動時間：週 11 時間程度（平日 2 時間、学校の休業日（学期中の週末を含む） 3 時間）、休養日：週 2 日以上（平日 1 日、土曜日及び日曜日 1 日以上）、部活動指導員に対する研修など）を遵守していること。

(イ) 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。

## 2 実施主体

(1) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。間接補助事業者として行う場合は、市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。また、本事業を行うことが適當と認められる団体に委託して行うことができる。

(2) 中学校における部活動指導員の配置支援事業

実施主体は公立中学校の設置者とする。また、市区町村立学校に部活動指導員を配置する場合には、間接補助事業として実施するものとする。

### 3 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・指定都市は、スポーツ庁が指定する期日までに、事業の概要や積算の根拠となる書類を添え、事業計画書を提出するものとする。

### 4 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・指定都市は、スポーツ庁が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

## 5 費用

### (1) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

#### (ア) 補助対象経費

国は、上記第2項(1)、第3項及び第4項の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。(委託して実施する場合も含む。)

- ① 都道府県・指定都市が実施する事業
- ② 市区町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

#### (イ) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費については、別紙1に定めるものとする。ただし、地域スポーツクラブ活動の移行に向けた体制構築に直接かかわらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。

### (2) 中学校における部活動指導員の配置支援事業

#### (ア) 補助対象経費

国は、上記第2項(2)、第3項及び第4項の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

- ① 都道府県・指定都市が実施する事業
- ② 市区町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

#### (イ) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費及び事業費の積算方法は、別紙2に定めるものとする。同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る。ただし、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組を実施する場合は、この限りではない。また、会議・研修の出席や地域人材の採用事務に係る経費、原稿執筆に係る謝礼金など、部活動に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。

## 6 その他留意事項

### (1) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

(ア) 本事業の実施に当たっては、その他の補助金との連携を図るなど効率的な運用に努めるとともに、都道府県は市区町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましいこと。

### (2) 中学校における部活動指導員の配置支援事業

(ア) 地域人材を任用する場合、義務教育費国庫負担金の対象としている者は本事業の補助対象から除外するので留意すること。

(イ) 本事業の実施に当たっては、その他の補助金との連携を図るなど効率的な運用に努めるとともに、都道府県は市区町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましいこと。

(ウ) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が指導を行う場合、原則、単独で指導を行うこと。

(エ) 本事業の実施に当たっては、部活動指導員が引率を行う場合、原則、単独で引率を行うこと。(生徒数や大会日程等の事情により、複数名での引率が必要な場合は、この限りではない。)

## 附則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

## 附則

この要領は、令和5年2月8日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日よりも前に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

## 附則

この要領は、令和6年2月2日以降に交付を決定する補助金から適用し、同日よりも前に交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

## 別紙1

### 地域スポーツクラブ活動体制整備事業

(ア 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた体制の構築に関する事業)  
の補助対象経費の取扱いについて

#### 1. 補助対象経費

本事業の対象経費は、休日の運動部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、地域スポーツクラブ活動への移行体制の構築に要する経費のうち次に掲げるものとする。ただし、地域スポーツクラブ活動の移行に向けた体制構築に直接かかわらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないように留意すること。

また、都道府県が域内の市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。以下同様とする。）の実施する補助対象事業に対して補助する場合には、各市区町村が実施する当該補助事業の実施に要する補助対象経費の 1/3 以内の額（千円未満切捨て）とし、当該都道府県が補助する額を上限とする。

都道府県又は指定都市が補助対象事業を実施する場合にあっては、補助対象経費の 1/3 以内の額（千円未満切捨て）とする。

#### 【補助対象経費】

①諸謝金（研修会の講師、協議会の委員に係る謝金に限る。）

②旅費（研修会の講師、協議会の委員に係る旅費に限る。）

③通信運搬費

研修会や説明会等の開催に当たり作成したパンフレット等の発送に係る経費等

④印刷製本費

研修会や説明会等の開催に当たり作成したパンフレット等の印刷製本に係る経費等

⑤会議費

研修会や説明会等の開催に当たり必要な会議に支払われるお茶等に係る経費等

⑥消耗品費

研修会や説明会等の開催に当たり必要な消耗品に係る経費等

⑦借料及び損料

研修会や説明会等を開催する会場などの借上げに必要な経費等

⑧雑役務費

困窮世帯の参加費用負担の支援に係る体制構築などに要する役務の請負に必要な経費等

⑨委託費

人材バンクの構築や実態把握調査などの業務委託に必要な経費等

⑩補助金（都道府県が市区町村に対して補助するものに限る。）

## 別紙2

### 中学校における部活動指導員の配置支援事業の補助対象経費の取扱いについて

#### 1. 補助対象経費

本事業の対象経費は、公立の中学校において実施される運動部活動において、当該学校の設置者が部活動指導員を配置するために要する経費のうち次に掲げるものとする。同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内のものに限る。ただし、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組を実施する場合は、この限りではない。また、会議・研修の出席や採用事務に係る経費など、部活動に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、国による他の事業や都道府県等が持つ他の経費と紛れることのないように留意すること。

また、市区町村（指定都市を除き、市区町村の一部事務組合を含む。以下同様とする。）が設置する中学校において本事業を実施する場合には、市区町村が実施する事業に要する補助対象経費の一部を都道府県が補助する場合に、当該都道府県に対して市区町村が実施する事業に要する補助対象経費の3分の1以内の額（都道府県が補助する額を上限とする。）を補助するものとし、都道府県又は指定都市が設置する中学校において本事業を実施する場合には、当該都道府県又は指定都市が実施に要する補助対象経費の3分の1以内の額とする。

#### 【補助対象経費】

- ① 報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）
- ② 期末手当・勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
- ③ 交通費（ただし、以下の条件を全て満たす場合に限る。）

※1 人材バンクの立ち上げ、または、人材バンクの立ち上げ計画を作成している学校設置者

※2 交通手段が車（他の交通手段がなく、且つ距離等の事情により真に車での通勤がやむを得ない場合に限る。）

- ④ 補助金（都道府県が市区町村に対して補助するものに限る。）

#### 2. 事業費の積算方法

- (1) 補助対象となる部活動指導員の配置人数、総勤務時間数は、地域や学校の実情に応じて設定すること。
- (2) 上記(1)に係る部活動指導員の勤務や活動に対する報酬の積算に用いる1時間当たりの単価（補助単価）は、1,600円（社会保険料（本人負担分に限る。）を含む。）を補助上限とする。なお、報酬が時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であることを事業申請に際して明示すること。また、補助事業の実施に係る部活動指導員の報酬の算出根拠は、補助事業者又は間接補助事業者が定める会計基準による。

(3) 期末手当・勤勉手当については、各地方公共団体の会計基準等に基づく額を設定しても差し支えないが、期末手当・勤勉手当基礎額算出の際の1時間当たりの単価は、1,600円を補助上限に算出するものとする。

なお、時間単価によらない場合であっても、1時間当たりで換算した単価が1,600円以下であることを事業申請に際して明示すること。

補助対象は、週あたり15時間30分以上の勤務実績がある場合に限るため、これに満たない場合は計上しないこと。

(4) 交通費は、地域や学校の実情を考慮し補助上限を設けないが、各地方公共団体の会計基準等に基づいて適切に計上すること。

### 3. その他

本事業の実施にあたっては、別に定める様式により、教員の部活動指導に係る在校等時間を客観的に把握し、削減状況を報告すること。